

浜岡原子力発電所 3号機 特別な保全計画の策定に伴う 保安規程変更の届出について

2011年12月19日

当社は、3号機(第17回定期検査:2010年11月29日～)の運転停止期間が1年を超えたことから、設備の劣化抑制のための保管対策および追加点検を目的とした特別な保全計画^{※1}を策定しました。

本日、電気事業法第42条第2項に基づき、経済産業大臣へその内容を追加した保安規程[電気事業用電気工作物(原子力発電工作物)]^{※2}の届出をおこないましたのでお知らせいたします。

【特別な保全計画】の概要

特別な保全計画では、設備の保管対策・追加点検として、以下のような対応を定めています。

<設備の保管対策>

停止中に設備の機能要求がない系統・機器の長期的な劣化抑制のため保管対策

- 蒸気タービンの乾燥保管
- 主発電機の乾燥保管 など

<設備の追加点検>

停止中に設備の機能要求がある系統・機器の追加的な点検等

- 原子炉機器冷却・海水系統の機器の分解点検
- 余熱除去系統の機器の分解点検 など

※1 特別な保全計画とは、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則 第11条 第1項 第7号」に基づき、原子炉の運転を相当期間停止する場合等に、設備の保管・維持管理の内容等を定めているものです。

3号機第17保全サイクルの保全計画を追加した保安規程の変更は、2010年11月4日に経済産業大臣に届出をおこないました。

([2010年11月4日お知らせ済み](#))

今回は、2010年11月4日に届出をおこなった保安規程へ特別な保全計画を追加し、あらためて経済産業大臣へ変更の届出をおこなったものです。

※2 保安規程は、事業者が事業用電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、電気事業法第42条に基づき、社内保安体制と保安業務の基本的な事項を定めて、国に届出しているものです。

以上